



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月27日火曜日 第2837号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 991
農用地利用配分計画の認可申請.....	（農産園芸課担い手・農地保全対策室）... 992
基本測量の終了の通知（2件）.....	（道路維持課）... 992
公共測量の終了の通知（2件）.....	（ " ）... 993
指定居宅サービス事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）... 993
指定介護予防サービス事業者の指定（2件）.....	（ " ）... 993
指定居宅介護支援事業の廃止.....	（ " ）... 994
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 994
建設業者の許可の取消し.....	（東予地方局管理課）... 994
道路の供用開始（一般国道494号）.....	（中予地方局管理課）... 994
道路の区域変更（一般国道441号）.....	（南予地方局管理課）... 994
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 995
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 995
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 995
道路の区域変更（一般国道378号）.....	（南予地方局八幡浜土木事務所）... 995

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	（水産課）... 996
-----------------------------	--------------

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	（選挙管理委員会）... 997
-----------------------	------------------

告 示

○愛媛県告示第1398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ和気店	松山市和気町一丁目637番地1	大規模小売店舗の名称	バルティ・フジ和気	フジ和気店	平成24年3月1日	平成28年12月13日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ株式会社メディコ・二十有限公司あぼんリースナップス販売株式会社	株式会社フジ株式会社レディ薬局有限公司あぼんリー	平成26年5月24日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1399号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Rows include details for 'フジ和気店' regarding parking location, area, and hours.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1400号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 賃借権の設定等を受ける者, 賃借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積 (㎡). Row for '農事組合法人九王'.

Table with 4 columns: 河村知己, 愛媛県四国中央市土居町野田乙1074番地, 愛媛県四国中央市土居町野田乙1089番ほか2筆, 2,516

2 申請年月日

平成28年12月12日

○愛媛県告示第1401号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
2 作業期間 平成28年7月11日から

10月31日まで

3 作業地域 新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡上島町

○愛媛県告示第1402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 平成28年7月11日から
11月30日まで
- 3 作業地域 大洲市、四国中央市

○愛媛県告示第1403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月3日から
12月14日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町大川

○愛媛県告示第1404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年8月15日から
11月30日まで
- 3 作業地域 砥部町全域

○愛媛県告示第1405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	デイサービスセンターさくらスマイル	愛媛県四国中央市土居町畑野713-7	平成28年11月1日	通所介護
医療法人明生会	長谷川病院通所リハビリテーション	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	平成28年11月21日	通所リハビリテーション

○愛媛県告示第1406号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人明生会	長谷川病院通所リハビリテーション	愛媛県四国中央市金生町下分1249番地の1	平成28年11月21日	介護予防通所リハビリテーション

○愛媛県告示第1407号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	デイサービスセンターさくらスマイル	愛媛県四国中央市土居町畑野713-7	平成28年11月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 ジェイコム	ケアプランセンター多賀の里	愛媛県西条市北条232番地1	平成28年11月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社東予ケア・サービス	デイサービスセンター好きっば	愛媛県新居浜市垣生一丁目6番25号	平成28年11月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1410号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-26)第10787号	平成27年3月2日	共陣開発(株)	中野内均年	新居浜市中村松木2-4-15	平成28年11月9日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-27)第17630号	平成27年12月21日	重一建設	木藤 重政	西条市大町1274-4	平成28年11月11日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-26)第1506号	平成27年2月1日	今治舗道(株)	羽倉 一正	今治市常盤町5-2-36	平成28年11月24日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字猪ノ谷乙1540番1地先から 同市河之内字日高甲2741番1地先まで	平成28年12月27日
"	"	東温市河之内字両瀬乙1437番9地先から 同市河之内字ハズガ峠乙1446番1地先まで	"

○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿905番2から 同大字906番3まで	旧	メートル 6.9～10.3	キロメートル 0.086	
			新	12.7～18.9	0.086	

○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿905番2から 同大字906番3まで	平成28年12月27日

○愛媛県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1459番3から 同町岩水1450番4まで	旧	メートル 24.1～27.9	キロメートル 0.048	
			新	27.9～31.5	0.048	

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1459番3から 同町岩水1450番4まで	平成28年12月27日

○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市八代1丁目2番6から 同市八代16番1まで	旧	メートル 7.4～26.4	キロメートル 0.185	
			新	9.9～38.9	0.185	

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成28年6月17日付け公告）を次のとおり変更した。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成28年		平成29年	
	平成28年1月から12月まで	平成28年7月から平成29年6月まで	平成29年1月から12月まで	平成29年7月から平成30年6月まで
まあじ	6,000トン		5,000トン	
まいわし	若 干		若 干	

まさば及びごまさば		若 干		(注)
-----------	--	-----	--	-----

(注)平成29年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成28年1月から12月まで	平成29年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	4,200トン	3,500トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度的普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

- まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	
		平成28年4月1日から6月30日まで	平成28年9月1日から11月30日まで	平成29年4月1日から6月30日まで	平成29年9月1日から11月30日まで	平成28年10月1日から12月31日まで	平成29年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻 日	5,880隻 日	16,590隻 日	5,880隻 日	7,490隻 日	7,490隻 日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成28年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成29年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成28年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成29年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成28年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成29年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年12月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選挙人名簿の登録のための調査等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 市町委員会は、住民基本台帳に記録された者であっても、市町委員会において当該市町の区域内に住所を有しないと認められたものについては、<u>法第21条第2項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合を除き、選挙人名簿に登録しないものとする。</u></p> <p>(投票結果の速報)</p> <p>第14条 投票管理者は、投票が終了したときは、直ちに投票の結果を市町委員会に速報するものとする。</p> <p>2 市町委員会は、<u>前項</u>の報告を受けたときは、直ちに、期日前投票の結果とともにこれを集計し、県委員会に速報するものとする。</p> <p>(共通投票所における関係規定の適用の特例)</p> <p>第17条の2 法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、<u>第13条第1項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、「投票区」とあるのは「当該投票区又は共通投票所」とする。</u></p> <p>(共通投票所における投票所に関する規定の準用)</p> <p>第17条の2の2 第10条の規定は、共通投票所について準用する。</p> <p>(期日前投票における関係規定の適用の特例)</p> <p>第17条の2の3 法第48条の2第1項の場合には、<u>第8条中「選挙の期日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「第</u></p>	<p>(選挙人名簿の登録のための調査等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 市町委員会は、住民基本台帳に記録された者であっても、市町委員会において当該市町の区域内に住所を有しないと認められたものについては、<u>投票結果の速報</u>、選挙人名簿に登録しないものとする。</p> <p>(投票調の調製及び投票結果の速報)</p> <p>第14条 投票管理者は、投票が終了したときは、<u>ただちに投票調を調製し、投票の結果を市町委員会に速報するものとする。</u></p> <p>2 投票管理者は、<u>前項の規定によって調製した投票調を投票録に添付するものとする。</u></p> <p>3 市町委員会は、<u>第1項の報告を受けたときは、ただちに、これを集計し、</u>県委員会に速報するものとする。</p> <p>(期日前投票における関係規定の適用の特例)</p> <p>第17条の2 法第48条の2第1項の場合に<u>おいては</u>、第8条中「選挙の期日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「第</p>

55条」とあるのは「第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第55条及び政令第49条の11」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封印をした投票箱の鍵」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあつては、市町委員会に、市町委員会にあつては、開票管理者にそれぞれ」と、第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びその鍵に異状が生じたとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

(期日前投票における投票所に関する規定の準用)

第17条の3 省略

(投票集計表)

第22条 _____ 開票管理者は、 _____ 投票管理者及び市町委員会から全ての投票箱等の送致を受けたときは、直ちに投票集計表 _____ を調製するものとする。

2 開票管理者は、前項の規定により調製した投票集計表 _____ を開票録に添付するものとする。

(投票点検結果報告)

第25条 法第66条第3項の規定による投票点検結果報告には、開票録の写し及び投票集計表の写し _____ を添付するものとする。

2 省略

別記

省略

様式番号	事 項	根 拠 条 文
1～5	省略	
6	承諾書	法第38条第1項、法第41条の2第5項、法第48条の2第5項
7	投票立会人の選任通知(投票立会人宛)	法第38条第1項、法第41条の2第5項、法第48条の2第5項
8	" (投票管理者宛)	令第27条、令第48条の3、令第49条の7
9	投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ通知等	法第40条第2項、法第41条の2第6項、法第48条の2第6項
10	投票所の標札	程第10条第1項、程第17条の2の2、程第17条の3
11	投票所の設備	程第10条第1項、程第17条の2の2、程第17条の3
12	省略	
13	投票用紙受払報告	程第8条、程第17条の2の3
14	宣言書	令第40条第1項、令第48条の3、令第49条の7
15～18	省略	
19	削除	
20	投票結果速報	程第14条
21～29	省略	
30	投票集計表	程第22条第1項
31～33	省略	

55条」とあるのは「第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第55条及び政令第49条の11」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封印をした投票箱の鍵」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあつては、市町委員会に、市町委員会にあつては、開票管理者にそれぞれ」と、第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びその鍵に異状が生じたとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

(_____ 投票所に関する規定の準用)

第17条の3 省略

(投票調集計表)

第22条 数投票区の区域を区域とする開票区の開票管理者は、すべての投票管理者 _____ から投票調 _____ の送致を受けたときは、ただちに投票調集計表を調製するものとする。

2 開票管理者は、前項の規定により調製した投票調集計表を開票録に添付するものとする。

(投票点検結果報告)

第25条 法第66条第3項の規定による投票点検結果報告には、開票録の写し、投票調集計表の写し(1投票区の区域を区域とする開票区については、投票調の写し)を添付するものとする。

2 省略

別記

省略

様式番号	事 項	根 拠 条 文
1～5	省略	
6	承諾書	法38条1項 _____
7	投票立会人の選任通知(投票立会人あて)	法38条1項 _____
8	" (投票管理者あて)	令第27条 _____
9	投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げ通知等	法第40条第2項 _____、法第48条の2第6項 _____
10	投票所の標札	程10条1項 _____
11	投票所の設備	程10条1項 _____
12	省略	
13	投票用紙受払報告	程8条、程17条の2 _____
14	宣言書	令第40条1項 _____
15～18	省略	
19	投票調	程14条1項 _____
20	投票結果速報	程14条3項 _____
21～29	省略	
30	投票調集計表	程22条1項 _____
31～33	省略	

34	立候補の届出、辞退等の報告及び通知	法第86条第13項、法第86条の4第11項、令第92条第1項、第2項、第7項、第8項、第10項
35	当選人決定報告	法第101条第1項、第101条の3第1項
36～42	省略	

34	立候補の届出、辞退等の通知	令92条
35	当選人決定報告	法101条の3 1項
36～42	省略	

第6号様式

承諾書

何年何月何日執行の何選挙における
 何投票区
 (何)共通投票所
 何月何日の(何)期日前投票所

投票管理者
 投票管理者の職務代理者
 投票立会人

となることを承諾します。

省略

第7号様式

氏名宛

省略

投票立会人の選任について

何年何月何日執行の何選挙における
 何投票区
 (何)共通投票所
 何月何日の(何)期日前投票所

投票立会人に選任したから、本書及び印章持参の上、何月何日何時何分まで
 投票所
 共通投票所
 期日前投票所

へ参集してください。

省略

第8号様式

氏名宛

省略

何年何月何日執行の何選挙における
 何投票区
 (何)共通投票所
 何月何日の(何)期日前投票所

投票立会人を次のとおり選任したから通知します。

省略

注 省略

第9号様式

その1

省略

何投票区投票管理者
 (何)共通投票所投票管理者
 愛媛県選挙管理委員会委員長

氏名宛

省略

投票所
 共通投票所

の開閉時刻
 を開く時刻
 を閉じる時刻

の
 繰上げ
 繰下げ
 繰上げ・繰下げ

について

何年何月何日執行の何選挙について、次の
 投票所
 共通投票所

の開閉時刻
 を開く時刻
 を閉じる時刻

第6号様式

承諾書

何年何月何日執行の何選挙における
 何月何日の(何)期日前投票所
 何投票区

投票管理者
 投票管理者の職務代理者
 投票立会人

となることを承諾します。

省略

第7号様式

氏名あて

省略

投票立会人の選任について

何年何月何日執行の何選挙における
 何月何日の(何)期日前投票所
 何投票区

投票立会人に選任したから、本書及び印章持参のうえ、何月何日何時何分まで
 期日前投票所
 投票所

へ参集してください。

省略

第8号様式

氏名あて

省略

何年何月何日執行の何選挙における
 何月何日の(何)期日前投票所
 何投票区

投票立会人を次のとおり選任したから通知します。

省略

注 省略

第9号様式

その1

省略

何選挙区投票管理者
 氏名
 あて
 愛媛県選挙管理委員会委員長
 氏名

省略

投票所

の開閉時刻
 を開く時刻
 を閉じる時刻

の
 繰り上げ
 繰り下げ

について

何年何月何日執行の何選挙について、何投票所

の開閉時刻
 を開く時刻
 を閉じる時刻

の 繰上げ
繰下げ を次のとおり定めたから 通知し
届け出 ます。

投票区名 (共通投票所名)	投票所(共通投票所)を開く時刻		投票所(共通投票所)を閉じる時刻		備考
	繰上げ	繰下げ	繰上げ	繰下げ	
	午前 時 分	午前(後) 時 分	午前(後) 時 分		

その2

省略

(何)期日前投票所投票管理者 氏名宛

省略

期日前投票所 の閉時刻
を開く時刻 の 繰上げ
繰下げ について
を閉じる時刻 繰上げ・繰下げ

何年何月何日執行の何選挙について、次の 期日前投票所 の開時刻
を閉じる時刻

の 繰上げ
繰下げ を次のように定めたから通知します。
繰上げ・繰下げ

期日前投票所名	期日前投票所を開く時刻		期日前投票所を閉じる時刻		備考
	繰上げ	繰下げ	繰上げ	繰下げ	
	午前 時 分	午前(後) 時 分	午前(後) 時 分	午後 時 分	

第10号様式

その1 省略

その2

何
選
挙
(何)
一
共
通
投
票
所

その3

何
選
挙
(何)
一
期
日
前
投
票
所

の 繰り上げ
繰り下げ を次のとおり定めたから 通知し
届け出 ます。

1 投票所を開く時刻を何時に 繰り上げ
繰り下げ 閉じる時刻を何時に繰り上げる。

その2

省略

何選挙区 投票管理者 氏名あて

省略

期日前投票所 の閉時刻
を開く時刻 の 繰り上げ
繰り下げ について
を閉じる時刻

何年何月何日執行の何選挙について、(何)期日前投票所 の開時刻
を閉じる時刻

の 繰り上げ
繰り下げ を次のように定めたから通知します。

1 投票所を開く時刻を何時に繰り下げ閉じる時刻を何時に繰り上げる。

第10号様式

その1 省略

その2

何
選
挙
何
期
日
前
投
票
所

第11号様式

投票所（共通投票所、期日前投票所）設備その1

省略

投票所（共通投票所、期日前投票所）設備その2（同時選挙の場合）

省略

第13号様式

省略

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

何投票区

（何）共通投票所 投票管理者 氏 名 印

（何）期日前投票所

省略

省略

第14号様式

省略

何投票所

（何）共通投票所 において

（何）期日前投票所

選挙人 _____ 氏 名
何市（町）選挙管理委員会書記 _____

第18号様式

その1

省略

1～4 省略

5 省略

6 省略

注 省略

その2

省略

（何）共通投票所投票管理者
（何）期日前投票所投票管理者 氏 名 印
何市（町）選挙管理委員会委員長

注 省略

第19号様式 削除

第11号様式

投票所（期日前投票所）設備その1

省略

投票所（期日前投票所）設備その2（同時選挙の場合）

省略

第13号様式

省略

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

（何）期日前投票所

何投票区 投票管理者 氏 名 印

省略

省略

第14号様式

省略

（何）期日前投票所

何投票区 において

選挙人 何 某
市（町） 選挙管理委員会書記 _____

第18号様式

その1

省略

1～4 省略

5 投票調 _____ 部

6 省略

7 省略

注 省略

その2

省略

_____ 氏 名 印
（何）期日前投票所投票管理者
市（町）選挙管理委員会委員長

注 省略

第19号様式

その1

何投票区投票管理者氏名印

何年何月何日

執 行 何 選 挙 投 票 調 何年何月何日調製

区分 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率（%）
	男				
女					
計					

注 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

その2

年 月 日

執 行 何 選 挙 投 票 調

投票区

投票管理者 _____ 印

国 内

年 月 日 調 製

区分 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
男					
女					
計					

在 外

区分 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
男					
女					
計					

国内+在外

区分 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
男					
女					
計					

注 1 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

注 2 「在外」の欄は、指定在外選挙投票区のみ記載のこと。

第20号様式

その1

省略

省略	
市町名又は 投票区名 若しくは 共通投票所名	省略

注 1~3 省略

4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等及び仮投票等の事由について速報すること。

その2

省略

省略	
市町名又は 投票区名 若しくは 共通投票所名	省略

注 1~3 省略

4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等及び仮投票等の事由について速報すること。

第30号様式

その1 (衆議院議員選挙及び参議院議員選挙以外の選挙の場合)

省略

何 選 挙 投 票 集 計 表

省略

省略

注 省略

第20号様式

その1

省略

省略	
市町名又は 投票区名	省略

注 1~3 省略

その2

省略

省略	
市町名又は 投票区名	省略

注 1~3 省略

第30号様式

その1 (衆議院議員選挙及び参議院議員選挙以外の選挙の場合)

省略

何 選 挙 投 票 調 集 計 表

省略

省略

注 省略

その2 (衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合)

省略

何 選 挙 投 票 集 計 表

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注 省略

第32号様式

省略

何選挙(何選挙区)選挙長氏名宛

省略

投 票 点 検 結 果 報 告

何年何月何日執行の何選挙につき、何年何月何日当開票区の投票点検を終わりましたから、関係書類を添えて、その結果を下記のとおり報告します。

記

省略

添 付 書 類

- 1 開票録(写)
- 2 投票集計表(写)

注 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、「候補者氏名」とあるのは「名簿届出政党等の名称」と、「何選挙(何選挙区)選挙長」とあるのは、「愛媛県選挙分会長」と読み替えること。

第34号様式

省略

愛媛県選挙管理委員会委員長
 何市(区町村)選挙管理委員会委員長
 候補者住所地市(区町村)長
 何投票区投票管理者
 (何)共通投票所投票管理者
 (何)期日前投票所投票管理者
 何開票区開票管理者

氏 名 宛

何選挙(何選挙区)選挙長
 何市(町)選挙管理委員会委員長

氏 名 印

立候補の { 届出(届出事項の異動) } について
{ 辞 退 }

何年何月何日執行の何選挙について、別紙のとおり立候補の { 届出(届出事項の異動) } があったから { 報告 } します。

省略

注 省略

別紙

省略

省略

その2 (衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合)

省略

何 選 挙 投 票 調 集 計 表

省略

省略

省略

省略

省略

省略

注 省略

第32号様式

省略

何選挙区 選挙長氏名 へ

省略

投 票 点 検 結 果 報 告

何年何月何日執行の何選挙につき、何年何月何日当開票区の投票点検を終わりましたから、関係書類を添えて、その結果を下記のとおり報告します。

記

省略

添 付 書 類

- 1 開票録(写)
- 2 投票調集計表又は投票調(写)

注 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、「候補者氏名」とあるのは「名簿届出政党等の名称」と、「選挙長」とあるのは、「選挙分会長」と読み替えること。

第34号様式

省略

市(区町村)選挙管理委員会委員長 氏 名
 候補者住所地市(区町村)長 氏 名
 何投票区投票管理者 氏 名
 何開票区開票管理者 氏 名

へ

何選挙選挙長氏名 印
 市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

立候補の { 届出(届出事項の異動) } について
{ 辞 退 }

何年何月何日執行の何選挙について、別紙のとおり立候補の { 届出(届出事項の異動) } があったから通知 します。

省略

注 省略

別紙

省略

省略

備考1～6 省略

7 衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、「党派」とあるのは、「候補者届出政党の名称（所属政党（政治団体）の名称）」と読み替えるものとする。

この場合において、当該欄には、候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称を記載し、本人届出又は推薦届出に係る候補者にあつては当該候補者の所属政党（政治団体）の名称を記載するものとする。

8 推薦届出の場合における推薦届出者の氏名及び住所については、添付書類に記載すること。

（添付書類）

届出 受理 番号	候補者氏名	推 薦 届 出 者	
		氏 名	住 所

備考 推薦届出者が2名以上ある場合は、全ての推薦届出者について記載すること。

第35号様式

省略

愛媛県 選挙管理委員会委員長 氏 名 宛
何選挙（何選挙区）選挙長 氏 名 印

省略

当選人の決定について

省略

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 投票点検結果報告
 - 附 1 開票録（写）
 - 2 投票集計表（写）

備考1～6 省略

第35号様式

省略

市（町）選挙管理委員会委員長 氏 名 あて
何 選 挙 選 挙 長 氏 名 印

省略

当選人の決定について

省略

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 開票録
- 3 得票計算簿
- 4 投票調集計表
- 5 投票録
 - 附 1 不在者投票に関する調書
 - 2 宣言書
- 6 投票調